

第一号第一様式（第十七条第四項関係）
法人単位資金収支計算書

（自）令和 4 年 4 月 1 日 （至）令和 5 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 北上愛児会

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	416,115,000	416,122,515	△7,515	
		受取利息配当金収入	3,000	4,504	△1,504	
		その他の収入	7,792,000	7,793,510	△1,510	
		事業活動収入計(1)	423,910,000	423,920,529	△10,529	
	支出	人件費支出	342,833,000	342,386,957	446,043	
		事業費支出	43,765,000	43,303,462	461,538	
		事務費支出	16,700,000	15,948,481	751,519	
		支払利息支出	290,000	289,114	886	
		その他の支出	4,840,000	4,838,750	1,250	
		事業活動支出計(2)	408,428,000	406,766,764	1,661,236	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		15,482,000	17,153,765	△1,671,765		
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	4,050,000	4,050,000	0	
		施設整備等収入計(4)	4,050,000	4,050,000	0	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	4,248,000	4,248,000	0	
		固定資産取得支出	25,572,000	29,367,000	△3,795,000	
		固定資産除却・廃棄支出	4,246,000	451,000	3,795,000	
		施設整備等支出計(5)	34,066,000	34,066,000	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△30,016,000	△30,016,000	0	
その他の活動収支	収入	積立資産取崩収入	29,381,000	29,279,005	101,995	
		その他の活動収入計(7)	29,381,000	29,279,005	101,995	
	支出	積立資産支出	15,545,000	15,543,767	1,233	
		その他の活動支出計(8)	15,545,000	15,543,767	1,233	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		13,836,000	13,735,238	100,762	
予備費支出(10)		178,000	—	178,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△876,000	873,003	△1,749,003		
前期末支払資金残高(12)		20,989,494	20,989,494	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)		20,113,494	21,862,497	△1,749,003		

備考：建設仮勘定支出の予算超過3,795,000円については、北上保育園拠点区分において建設仮勘定支出に計上すべき支出を予算編成時に固定資産除却・廃棄支出に計上を見込んでいたため発生したものである。

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
法人単位事業活動計算書

（自）令和 4 年 4 月 1 日 （至）令和 5 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 北上愛児会

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	416,122,515	417,502,757	△1,380,242
	その他の収益	2,916,960	0	2,916,960
	サービス活動収益計(1)	419,039,475	417,502,757	1,536,718
	費用			
	人件費	344,472,762	340,851,070	3,621,692
	事業費	43,303,462	43,368,293	△64,831
	事務費	15,948,481	16,259,522	△311,041
	減価償却費	17,221,103	17,164,294	56,809
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△8,958,272	△8,900,871	△57,401
その他の費用	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	411,987,536	408,742,308	3,245,228	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	7,051,939	8,760,449	△1,708,510	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	4,504	4,566	△62
	その他のサービス活動外収益	4,876,550	5,168,280	△291,730
	サービス活動外収益計(4)	4,881,054	5,172,846	△291,792
	費用			
	支払利息	289,114	315,806	△26,692
	その他のサービス活動外費用	4,838,750	5,117,000	△278,250
サービス活動外費用計(5)	5,127,864	5,432,806	△304,942	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	△246,810	△259,960	13,150	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	6,805,129	8,500,489	△1,695,360	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	4,050,000	9,018,000	△4,968,000
	固定資産受贈額	0	330,000	△330,000
	特別収益計(8)	4,050,000	9,348,000	△5,298,000
	費用			
	固定資産売却損・処分損	451,000	70,178	380,822
国庫補助金等特別積立金積立額	4,050,000	9,018,000	△4,968,000	
特別費用計(9)	4,501,000	9,088,178	△4,587,178	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△451,000	259,822	△710,822	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	6,354,129	8,760,311	△2,406,182	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	114,924,966	108,014,655	6,910,311
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	121,279,095	116,774,966	4,504,129
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	26,398,000	6,930,000	19,468,000
	その他の積立金積立額(16)	10,700,000	8,780,000	1,920,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	136,977,095	114,924,966	22,052,129

法人単位貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 北上愛児会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	93,498,729	36,396,211	57,102,518	流動負債	92,832,274	36,479,716	56,352,558
現金預金	91,625,934	36,125,951	55,499,983	事業未払金	13,844,127	15,406,717	△1,562,590
事業未収金	164,070	48,460	115,610	その他の未払金	11,220,000	0	11,220,000
未収金	193,900	221,800	△27,900	1年以内返済予定設備資金借入金	4,248,000	4,248,000	0
未収補助金	1,514,825	0	1,514,825	預り金	46,530,000	0	46,530,000
立替金	0	0	0	職員預り金	42,105	0	42,105
仮払金	0	0	0	賞与引当金	16,948,042	16,824,999	123,043
その他の流動資産	0	0	0				
固定資産	661,365,820	663,982,172	△2,616,352	固定負債	83,756,333	87,068,582	△3,312,249
基本財産	298,525,109	311,769,836	△13,244,727	設備資金借入金	38,272,000	42,520,000	△4,248,000
土地	84,577,152	84,577,152	0	退職給付引当金	45,484,333	44,548,582	935,751
建物	213,947,957	227,192,684	△13,244,727	負債の部合計	176,588,607	123,548,298	53,040,309
その他の固定資産	362,840,711	352,212,336	10,628,375	純 資 産 の 部			
土地	56,930,000	56,930,000	0	基本金	98,336,900	98,336,900	0
建物	11	11	0	第一号基本金	92,478,168	92,478,168	0
構築物	1,198,160	2,553,898	△1,355,738	第二号基本金	5,000,000	5,000,000	0
車輛運搬具	368,733	524,628	△155,895	第三号基本金	858,732	858,732	0
器具及び備品	9,041,633	11,382,296	△2,340,663	国庫補助金等特別積立金	122,881,947	127,790,219	△4,908,272
建設仮勘定	29,367,000	0	29,367,000	その他の積立金	220,080,000	235,778,000	△15,698,000
権利	50,300	50,300	0	人件費積立金	67,764,000	67,764,000	0
ソフトウェア	320,541	444,621	△124,080	修繕費積立金	13,260,000	13,260,000	0
退職給付引当資産	45,484,333	44,548,582	935,751	備品等購入積立金	4,884,000	4,884,000	0
人件費積立資産	67,764,000	67,764,000	0	保育所施設・設備整備積立金	134,172,000	149,870,000	△15,698,000
修繕費積立資産	13,260,000	13,260,000	0	次期繰越活動増減差額	136,977,095	114,924,966	22,052,129
備品等購入積立資産	4,884,000	4,884,000	0	(うち当期活動増減差額)	6,354,129	8,760,311	△2,406,182
保育所施設・設備整備積立資産	134,172,000	149,870,000	△15,698,000	純資産の部合計	578,275,942	576,830,085	1,445,857
資産の部合計	754,864,549	700,378,383	54,486,166	負債及び純資産の部合計	754,864,549	700,378,383	54,486,166

社会福祉法人北上愛児会定款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人北上愛児会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県北上市鍛冶町一丁目11番72号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び

不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後でも、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には費用を弁償することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名し、又は記名押印すること。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、4 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務

を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めたものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 岩手県北上市鍛冶町一丁目 26 番地に所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
黒沢尻保育園 園 舎 1 棟 1 階 (904.40 m²)
2 階 (405.07 m²)
- (2) 岩手県北上市鍛冶町一丁目 26 番に所在の黒沢尻保育園敷地
1 筆 (2,845.46 m²)
- (3) 岩手県北上市川岸三丁目 20 番地 6、20 番地 16 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
川岸保育園 園 舎 1 棟 (635.11 m²)
- (4) 岩手県北上市川岸三丁目 20 番 6 に所在の川岸保育園敷地
1 筆 (1,008.01 m²)
- (5) 岩手県北上市川岸三丁目 20 番 5 に所在の川岸保育園敷地
1 筆 (111.40 m²)
- (6) 岩手県北上市本石町二丁目 33 番地 1 に所在の鉄筋コンクリート造平家建

北上保育園 園 舎 1 棟 (572.40 m²)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北上市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には北上市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告書及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3

年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第 36 条 この法人は社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北上市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北上市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人北上愛児会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	相 沢 岩 松
常務理事	八 重 樫 竹 治
理 事	梅 原 イ ス
理 事	村 田 保 三
理 事	平 野 良 蔵
理 事	斎 藤 嘉 太 郎
理 事	佐 藤 四 三
理 事	清 水 ヨ ネ
理 事	斎 藤 万 作
監 事	白 井 澄
監 事	菊 池 良 佐
監 事	黒 井 貞 子

認可年月日	昭和 41 年 5 月 30 日
登記年月日	昭和 41 年 7 月 1 日
一部変更認可	昭和 53 年 7 月 10 日
〃	昭和 55 年 4 月 16 日
〃	昭和 55 年 12 月 6 日
〃	昭和 62 年 2 月 5 日
〃	昭和 62 年 9 月 28 日
〃	平成 4 年 4 月 10 日
〃	平成 8 年 4 月 25 日
〃	平成 10 年 2 月 13 日
〃	平成 13 年 3 月 1 日
〃	平成 15 年 3 月 12 日
〃	平成 16 年 3 月 5 日

〃 平成17年 3月 7日

〃 平成18年 3月14日

〃 平成19年11月16日

〃 平成25年 5月 1日

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人 北上愛児会 役員・評議員名簿

(令和5年6月7日現在)

任期：令和5年6月7日～令和6年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで

役職名	氏名	当初就任年月日
理事長	澤田 育生	平成27年6月10日
業務執行理事	松岡 昭	令和3年6月9日
業務執行理事	伊藤 典子	平成29年6月9日
業務執行理事	田鎖 さおり	平成30年6月8日
業務執行理事	高橋 明子	令和3年6月9日
理事	高橋 富士夫	平成21年6月10日
理事	八重 檉実	令和3年6月9日
理事	高橋 順子	令和3年6月9日
監事	畠山 恵子	平成19年6月10日
監事	半田 守見	令和3年6月9日
監事	工藤 明子	令和5年6月7日

任期：令和3年6月4日～令和6年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで

役職名	氏名	当初就任年月日
評議員	山中 満子	平成29年4月1日
評議員	照井 健	平成29年4月1日
評議員	佐々木 幸子	平成29年4月1日
評議員	菅野 俊基	平成29年4月1日
評議員	島津 愛郎	平成29年4月1日
評議員	日高 拓郎	平成29年4月1日
評議員	上山 サダ子	令和3年6月4日
評議員	高橋 善郎	令和3年6月4日
評議員	高橋 峯子	令和3年6月4日

社会福祉法人北上愛児会 役員等の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人北上愛児会役員等に対する旅費及び費用弁償の額ならびにその支給について定めることを目的とする。

(役 員 等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- 1 理事・監事
- 2 評議員
- 3 評議員選任・解任委員
- 4 苦情解決第三者委員
- 5 その他理事長が必要と認めたもの

(旅 費)

第3条 役員等の旅費については「職員の旅費に関する規程」に準ずる。ただし、日当については別表の額とする。

(費用弁償)

第4条 第2条の規定に掲げる役員等の費用弁償の額は別表のとおりとする。

付 則

この規程は平成3年4月1日から施行する。

この規程は平成5年4月1日から改正施行する。

この規程は平成9年4月1日から改正施行する。

この規程は平成15年4月1日から改正施行する。

この規程は平成16年4月1日から改正施行する。

この規程は平成21年4月1日から改正施行する。

この規程は平成29年4月1日から改正施行する。

別表

会議等の種類	支払対象者	金額	備考
理事会	理事 監事	1回 5,000円	・会議が1日に複数回あった場合に於いても1回分の支給とする。 ・役員等である職員には支給しない。
評議員会	評議員 理事 監事	1回 5,000円	
評議員選任・解任委員会	理事 選任・解任委員	1回 5,000円	
内部監査 内部監査立会	監事 理事長 業務執行理事	1回 5,000円	
法人園長会議	理事長 業務執行理事	1回 5,000円	
北上市民間立保育園連絡協議会	理事長 業務執行理事	1回 5,000円	
指導監査等立会	理事長 業務執行理事 監事	1回 5,000円	
理事長・業務執行理事の業務	理事長 業務執行理事	1回 2,000円	
苦情解決委員会等	第三者委員 理事長 業務執行理事	1回 5,000円	
研修会等	役員等	5,000円	
その他	理事長が必要と認めた者	理事長が承認した額	